特許権取得が困難な場合の

(P)ビジネスモデル・アイディア を 守 る サ ー ビ ス

特許取得はできなくても、特許出願・実用新案登録はできます! 特許出願または実用新案登録をしつつ、 弊所の独自サービス「模倣防止協会」を活用することで、 御社のビジネスモデルやアイデアの模倣を牽制し、 優位なポジションを獲得できます

特許出願又は 実用新案登録

- □ 特許出願をすることは可能
- □ 実用新案登録は、登録時には 新規性等を審査しないので、 登録可能
- □ PR目的のため低価格

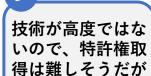


模倣防止協会



□ 模倣牽制

対 象 このような企業様に喜ばれているサービスです



権利化しずらい ジャンルの商品 やサービスも 模倣対策はしたい 大手企業へのプレ ゼンで、模倣対策 を無理なくアピー

ルしたい

ビジネスショーで 商品が模倣されな いか心配

メリット

なんとかしたい

特許の権利化は困難そうだが、商品アピールや模倣牽制がリーズナブルにできる

模倣しようとしている同業社などへ大きな牽制力が働く

大切なお客様や企業へも模倣防止協会のロゴを使用することで、模倣対策を無理なく アピールができる

IPP国際特許事務所 https://www.ippjp.com

〒141-0031 東京都品川区西五反田3-6-20 いちご西五反田ビル8F Mail:info@ippjp.com Tel: 03-3493-2007 Fax: 03-3493-2008 お問い合わせは こちらから



とは?

模倣防止協会 企業の商品やサービスのビジネスモデルや技術、アイディア、ノウハウ、 デザインなどを模倣するトラブルや損失を未然に防ぐ最善対策をとるために 弁理士や弁護士など専門家がサポートし、設立された協会です。







模倣者向け牽制サイト "no-copy net"

|-|ビ|ス|内

模倣者は、まず貴社のサイトをチェックします。よって、HP上に模倣防止協会口ゴを表示および 模倣者牽制サイトへのリンクをしていただき、模倣対策に意欲的に取り組んでいる姿勢を示すことが重要 です。

■ 模倣防止協会ロゴのご提供





<サイト表示例>

弊社は模倣防止協会の会員になっております。

https://www.no-copy.net



弁理士等専門家と協力して、

模倣品の撲滅に向けて積極的に取り組みを行っております。

■ 模倣者牽制サイトへのリンクのご提供

<模倣者が参照する牽制サイト> 一部抜粋

弊社は、模倣防止協会の会員であり、 自社の商品・サービスに対する 模倣対策をしています。

商品、サービス、技術、ビジネスモデル、ブランド、デザインや 企画書などは、一定条件下で、法律により保護されています。

他社の権利を侵害する模倣(コピーや利用)は、

差止請求及び損害賠償請求の対象となり、

刑事罰に処される場合があります。

模倣防止協会は、商品・サービスに対する模倣を調査(パトロール)しています。

弁理十・弁護十等の紹介

日本模倣防止总会会長 弁理士 松下昌弘

日本弁理士会、アジア弁理士会、国際商標協会INTA 会員 IPP国際特許事務所 所長、 企業法務知財協会 会長 早稲田大学大学院理工学研究科電気工学専攻修了

- ・企業知財業務のコンサルティング、教育
- ・特許・意匠・商標・不正競争防止法に関する係争、訴訟
- ・税関による差止事件
- 知財価値評価、調査、契約、発明創出支援

■ 選べるオプションサービス

タイムスタンプの発行

貴社の商品やサービスが完成した段階で発行する時刻的 証明書であり、世の中に、真似したような商品やサービ スが登場してきた場合に、**不正競争防止法による保護を 受けるための有効な証明**となります。

社内向け模倣対策セミナーの実施

社員様への模倣対策の知識を深めていただいたり、気 づかず他社の商品やサービスを模倣してしまわないよ うなノウハウを提供したり、また貴社のノウハウが社 内から流出することを未然に防ぐ効果もあります。

模倣パトロール

国内外において、貴社の商品やサービスが真似されたり 模倣されていないかつねに見張る調査をしていきます。 また、模倣パトロールをしていることをPRすることは、 相手に模倣をすることを思いとどまらせるために効果的 な方法です。

模倣被害への対処

国内・国外で、模倣されてしまった場合は、弁護士や 弁理士などの専門集団により、警告状送付等の被害を 最小限に抑える対策をし、御社をサポートしていきま す。



特許権を出願するメリット

特許出願をするメリット	特許出願しないデメリット
営業で特許出願したことをアピールすることで、類似 商品・サービスを提供している他社より有利に立てる	・他社にマネされる →価格競争になりやすい ・他社に特許出願されてしまう
アライアンス希望先に特許出願したことをアピールす ることで、事業連携の可能性が高まる	
自社製品・サービスの差別化要因に対して特許出願と いう参入障壁があることをPRすることで、競合追従 をけん制する効果がある	差別化要因が分かると、簡単にマネされてしまう
出願公開されると、実施者に対して、警告(補償金請 求権)を出すことができる	
出願日に、そのアイデア・技術が社内に存在したこと を証明できる。タイムスタンプ機能を発揮できる	
従業員の成果を会社に帰属させることができる	元従業員の転職先で、そのアイデアが使われてし まう。また、転職先で特許出願されてしまう。

- ※特許権が発生していないので、以下はできません。
- ・差し止め請求
- ・損害賠償請求



技術を一定の期間保護し、他社への参入障壁を築く独占排他 実用新案権のメリット権です。その牽制力やアピール力を積極的に利用することで、 ビジネス上大きな効力を発揮します。

実用新案登録をするメリット	実用新案登録しないデメリット
営業で実用新案登録されたことをアピールすること で、類似商品・サービスを提供している他社より有 利に立てる	・他社にマネされる →価格競争になりやすい ・他社に特許出願されてしまう
アライアンス希望先に実用新案登録されたことをア ピールすることで、事業連携の可能性が高まる	
自社製品・サービスの差別化要因に対して実用新案 登録という参入障壁があることをPRすることで、 競合追従をけん制する効果がある	差別化要因が分かると、簡単にマネされてしまう
技術評価書で良い評価が得られれば、特許権と同様 に、差し止め請求および損害賠償請求ができる ※技術評価書の評価が悪ければ(登録性なしとい う評価)、権利行使できません。	
新規性・進歩性等の要件を審査せずに早期に登録で きる(権利が発生する)	
権利化までのコストが特許権に比べて安い	
他社にライセンスができる	
従業員の成果を会社に帰属させることができる	元従業員の転職先で、そのアイデアが使われてしま う。また、転職先で特許出願されてしまう。

- ※実用新案権の権利行使時の注意点
- 特許権と違って、差し止め請求権・損害賠償請求権を行使する場合には、特許庁に登録要件を満たすか否か の評価を得る必要がある。評価が悪いと、権利行使ができない。

模倣対策チェックリスト

当てはまるものにチェック☑してみましょう。

- □自社の商品やサービス、ビジネスモデルなどが模倣される可能性があると思う。
- □自社の商品やサービス、ビジネスモデルなどが模倣された場合、
 - ブランドイメージが低下したり売上が下がると思う。
- □「この○○、貴社の商品と似てるんじゃない?」と周囲から指摘されたことがある。
- □自社商品と似ているものがあるかどうかインターネットなどで調べるようにしている。
- □自社の企画書を社内でプレゼンテーションする際に、模倣されないような対策を 施している。
- □完成した商品には、必ず商標やブランドネームを添付するようにしている。
- □自社の売れ筋デザイン商品にはすべて意匠権を取得している。
- □自社のホームページ内で、模倣されないような対策を施している。
- □ビジネスショーなどのイベント時に、自社商品やサービス
 - が出展される場合に、模倣されないような対策を施している。
- □自社の商品やサービスに関する広告媒体に、
- 模倣されないような対策を施している。 □自社の社員が企業秘密を情報漏洩しないための対策を施している。
- □模倣に関する専門的なアドバイザーがいる。

☑チェックは12個・・・・安全です。模倣対策万全です。

☑チェックは10~11個・・・まぁまぁ安心ですが、模倣者は増加していますので、気をつけましょう。

☑チェックは6~9個・・・危険です。対策を練りましょう。

図チェックは以下5個・・・かなり危険です。模倣者のターゲットです。

かなり危険です。模倣者のタ 今すぐ対策を練りましょう。





IPP国際特許事務所 所長 弁理士 松下 昌弘



多くの企業の知財業務に係わり、数々の成功する企業と失敗する企業の実態を目の当たりにする。その中で成功している企業には、ある共通点があることを発見する。知財業務で「勝ち組企業」に変える知財戦略コンサルタント。IPO・VCからの資金調達を知財面からの支援した多数の実績がある。出願するだけではなく、権利化した知財を活かし、ビジネスを強化拡大していくことについてアドバイスを行う。各種協会、企業、大学でのセミナー講演200回以上。詳しくはこちら https://ippjp.com/matsushitaprofile.pdf

IPP国際特許事務所 所長 日本弁理士会 会員、アジア弁理士会 会員 国際商標協会INTA 会員 企業法務知財協会 会長 模倣防止協会 会長 日本薬科大学 客員教授 <学歴>

早稲田大学大学院理工学研究科電気工学専攻

松下実務経歴

- ① 上場準備中の多数の企業を支援
 - ※直近6年で顧客5社が上場
- ② 1部上場 I T企業の発明発掘業務
 - ※1部上場IT企業は発明報告書件数を3倍にアップ
- ③ ITベンチャー企業の知財部門立ち上げ業務
- ④ IT中堅企業の他社特許リスク回避業務
- ⑤ ジャスダック上場企業の国内・外国の知財権利化、 中国模倣品取り締まり・訴訟対応業務
- ⑥ 中堅設計事務所(年商120憶円)の知財部門立上支援
- ⑦ 1部上場美容機器製造販売企業の知財部門立上支援